

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月2日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	東大阪市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000018663.html

執行機関名 東大阪市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年東大阪市条例第27号)附則第5条第2項の規定による医療費の助成に関する事務又は同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第4条の規定による廃止前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年東大阪市条例第41号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの (東大阪市老人医療費の助成に関する条例に基づく身体障害者及び知的障害者など障害者医療費助成制度の受給要件を満たす65歳以上の者など)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第1の項 東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年東大阪市条例第27号)附則第5条第2項の規定による医療費の助成に関する事務又は同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第4条の規定による廃止前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年東大阪市条例第41号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）第1条</p>	<p>東大阪市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年12月7日東大阪市条例第41号）第1条 東大阪市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年12月7日東大阪市条例第41号）第2条第1項</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、<u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、老人に対し医療費の一部を助成することにより、<u>老人の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u> 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は市長が規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、<u>年齢65歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> (1) <u>東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年東大阪市条例第37号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、同条第2項第3号及び第4号のいずれにも該当しないものうち、その者を同条第1項の対象者とみなして同条第3項及び第4項の規定を適用したとしたならば、同条例による医療費の助成を受けることができる者又は東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年東大阪市条例第14号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、同条第2項第4号及び第5号のいずれにも該当しないものうち、その者を同条第1項の対象者とみなして同条第3項から第5項までの規定を適用したとしたならば、同条例による医療費の助成を受けることができる者</u> (2) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の指定難病又は同法第1条の難病と同程度以上と認められる疾病であって、規則で定めるものを有する者で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得）が規則で定める額以下のもの</u> (3) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく結核に係る医療を受けている者で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得）が規則で定める額以下のもの</u> (4) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に基づく精神通院医療を受けている者で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得）が規則で定める額以下のもの</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成29年東大阪市条例第27号） 東大阪市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年東大阪市条例第41号） 東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則（昭和46年東大阪市規則第67号）</p>